

埼玉県告示第三百二十八号

告 示

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として平成二十九年三月二十日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成二十九年三月二十一日

埼玉県知事 上田清司

病院及び診療所	名称	所在地	有効期限
堀之内病院	医療法人社団草芳会三芳	埼玉県新座市堀之内二丁目九番	平成三十二年三月十九日
野第2病院	医療法人社団ふじみ野市大原二丁目一	埼玉県ふじみ野市大原二丁目一	同右
自治医科大学附属さいたま医療センター	番地十六号	埼玉県さいたま市大宮区天沼町	同右
医療法人一成会さいたま記念病院	一丁目八百四十七番地	埼玉県さいたま市見沼区東宮下字西百九十六番地	同右
医療法人財団ヘリオス会ヘルios会病院	地の一	埼玉県鴻巣市広田八百二十四番	同右
医療法人財団聖蹟会埼玉県央病院	十六番地	埼玉県桶川市大字坂田千七百二	同右
北里大学メディカルセンター	埼玉県北本市荒井六丁目百番地	埼玉県東松山市大字下野本五百	同右
大谷整形外科病院	十七番地	埼玉県所沢市上新井二丁目六十	同右
医療法人社団桜友会所沢ハートセンター	一番地の十一	埼玉県入間市大字宮寺二千四百	同右
小林病院	十七番地	埼玉県秩父市和泉町二十番	同右
医療法人花仁会秩父病院			